

ジオパーク秩父ロゴマークデザイン使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ジオパーク秩父ロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 デザイン等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ジオパーク秩父の普及啓発を目的とする場合に何人も使用することができる。

- (1) ジオパーク秩父の品位、イメージを害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他秩父まるごとジオパーク推進協議会（以下、「当協議会」という。）会長が使用について適当でないとき。

(使用承認申請)

第3条 デザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめジオパーク秩父ロゴマークデザイン使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当協議会構成団体がその業務及びジオパーク秩父 PR のために使用するとき。
- (2) ジオパーク秩父エリア内に所在している学校、保育園、幼稚園、教育施設・団体が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他会長が適当と認めるとき。

(使用承認等)

第4条 会長は、前項の規程により使用承認申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者にジオパーク秩父ロゴマークデザイン使用(変更)承認通知書（様式第2号。以下「使用(変更)承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、会長は使用条件を付することができる。

2 会長は、前項の規程による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者にジオパーク秩父ロゴマークデザイン使用(変更)承認通知書（様式第3号。以下「使用(変更)不承認通知書」という。）により通知するものとする。

(使用承認期間等)

第5条 個別の使用承認期限は設けず、ジオパーク秩父が存続している限り使用できるものとする。

(使用料)

第6条 デザイン等の使用料は、無料とする。

(使用上の注意事項)

第7条 デザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容に限り使用し、会長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ジオパーク秩父ロゴマークについては、原則として別途ジオパーク秩父ロゴマークデザインマニュアルをもとに使用すること、ただし、デザインの改変等応用について、会長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) デザイン等を使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (5) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ジオパーク秩父ロゴマークデザイン使用変更承認申請書（様式第4号。以下「使用変更承認申請書」という。）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規程により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。
- 3 会長は、前項の規程により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この規程に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めるとき。
- 2 会長は、前項の規程により使用の承認を取り消したときは、その使用者にジオパーク秩父ロゴマークデザイン使用承認取消書（様式第5号。以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。
 - 3 第1項の規程により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。
 - 4 会長は、第1項の規程により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、

当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の権限)

第 10 条 前条の規程によりデザイン等の使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、当協議会はその責めを負わないものとする。

2 使用者がデザイン等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、当協議会は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。